都市再生特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的の改正

 $\mathcal{O}$ 法律 の目的において、 都市の再生を図り、 併せて都市の防災に関する機能を確保することとするこ

(第一条関係)

کے

第二 都市再生基本方針の見直し

都市 再生基本方針 は、 都市 の再生を実現し、 併せて都市の防災に関する機能を確保することができるも

のとなるよう定めなければならないものとすること。

(第十四条関係

第三 地域整備方針の見直し

地 域整備方針は、 大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全を確保することができるものと

なるよう定めなければならないものとすること。

(第十五条関係)

第四都市再生緊急整備協議会の構成員の見直し

玉  $\mathcal{O}$ 関 係 行 政 機関等 O長が、 協議 して、 都市 再生緊急整備協議会 (以 下 「協議会」という。)に加 える

ことができる者に、 都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者、 管理者若しくは占有者又は鉄道事業者を

加えるものとすること。

第十 九 条関 係

第五 都 市 再 生 一安全確認 保 計 画  $\mathcal{O}$ 作 成

協 議 会は 地 域域 整 備 方 針 に基づき、 都市 再生緊急整備地域について、 大規模な地震が発生した場合に

お ける滞在者等の安全の 確保を図るために必要な退避経路、 退避: 施設、 備蓄倉庫その他 !の施設

都市 再生安全確保 施 設 という。)  $\mathcal{O}$ 整 備 等に関する計画 (以 下 「都市再生安全確保 計 画 という。)

を作成することができるものとすること。

都 市 再 生 安全 確 保 計 画 に は、 次に掲げ Ś 事 項 くを記さ 載するものとすること。

都 市 再 生安全 確 保施 設 の整: 備 芸を通じた大規模な地震が発生し た場合における滞在者等の安全の確

保 に関する基本的 な方 針 1

2 都 市 開 発 事 業  $\mathcal{O}$ 施行に関連して必要となる都市再生安全確 保 施設 0 整備 に 関 する事業並 びにそ の実

施 主体 及 び 実 施 期 間 に 関 ける 事 項

3 2 に 規 定す る事 業に より 整 備 さ れ た都 市 再 i生安全· 確 保 施 設  $\mathcal{O}$ 適 切 な管理 理  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$ に 必 要な 事 項

4 都 市 再生安全確保施設を有する建築物 0 耐 震改修その他の大規模な地震が 発生した場合におけ る滞

在 者等 の安全の 確保を図るために必要な事 業及びその実施 主体に関する事 項

5 大規 模 な 地 震 が 発生した場合に におけ る滞在者等 0 誘 導、 滞 在 者等に 対する情報提 供 その 他 の滞 在 者

等 の安全  $\overline{\mathcal{O}}$ 確保を図るために必要な事務及びその実施 主体に関する事 項

6 1 カュ ら 5 までのほ か、 大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必

要な事項

 $\equiv$ 都 市 再生安全確保 計 画 は、 防災業務計 画 一 及 び 地域防災計画との調 和 が保 たれ たものでなけ ればならな

いものとすること。

几 都市再生安全確保計 画 は、 玉  $\mathcal{O}$ 関係行政機関等の長及び二2、 4又は5の事業又は事務の実施主体と

て記載された者の全員の合意により作成するものとすること。

五. 協 議会は、 都市 再生安全確保計 一画を作成したときは、 遅滞なく、 これを公表しなければならない もの

とすること。

六 都市再生安全確 保計 画 の作成に関する規定は、 都市再生安全確保計画 の変更について準 用するものと

すること。

七 都市再生安全確 保 計 画に記載された事業又は事 務 の実施 主体は、 当該都市再生安全確 保計画に従

事業又は事務を実施しなければならないものとすること。

(第十九条の十三及び第十九条の十四関係)

第六 都市再生安全確保施設の整備に関する事業等に係る建築確認等の特例

## 一 建築確認等の特例

協 議 会は 都市 再生安全確保計 画に建築物  $\mathcal{O}$ 建築等に関する事項を記載しようとするときは、 あらか

じ め、 建築主 事 等に 協 議 その 同 意を得ることができるものとし、 当該同 意を得た事 項 が 記 載され た

都市 再生安全確保計 画が公表されたときは、 当該公表の日に当該事項に係る事業の実施 主体に対する確

認済証の交付等があったものとみなすものとすること。

(第十九条の十五関係

## 一 建築物の耐震改修の計画の認定の特例

協 議 会 は 都市 再生安全 確 保 計 画 に建 築物  $\mathcal{O}$ 耐震改修に 関する事 項を記載しようとするときは、 あら

か じ め、 所管 「行政庁に協議 Ļ その 同意を得ることができるものとし、 当 該 同 |意を得 た事 項 が 記 載され

た都市再生安全確保計画が公表されたときは、 当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する

建 築 物  $\mathcal{O}$ 耐 震 改 修  $\mathcal{O}$ 計 画  $\mathcal{O}$ 認 定 が あ 0 た ŧ 0 とみなす É のとすること。 (第十: 九条の 十六関 係

第七 都 市 再 生 安 全 確 保 施 設 で あ る 備 蓄 倉 庫 等  $\mathcal{O}$ 容 積 率  $\mathcal{O}$ 特 例

都市 再 生安全確保 施 設で ある備蓄倉庫等に つ 7 て容積 率  $\mathcal{O}$ 特例を設けるものとすること。

協 議 会は、 都市 再生安全確保 計 画に都市 再生安全確保施設である備蓄倉庫等に係る容 **積率**  $\mathcal{O}$ 特 例 を受

け る建 築 物  $\mathcal{O}$ 建築等 に関する事 項を記載 しようとするときは、 あら つかじ め、 特定行政庁 に協 議 し、 その

同 意を得ることが できるも のとし、 当 該 同 意を得た事 項 が 記 載 され た 都 市 再 生 安 全 確 保 計 画 が 公 表 され

たときは、 当 該 公 表  $\mathcal{O}$ 日 に当該 事 項 に係 る 建 築物 に 0 V) 7  $\mathcal{O}$ 容 積 率  $\mathcal{O}$ 特 例 に 係 る 認定 が あ 0 た ŧ  $\mathcal{O}$ とみ

なすものとすること。

(第十九条の十七関係)

第八 都市公園の占用の許可の特例

協 議 会 が、 都 市再 生 安全 確 保 計 画 に都が 市 公園 に設けられる一定  $\mathcal{O}$ 都市 再生安全確保施 設 0 整 備 に 関 する

事 業 に 関 す る 事 項 を 記 載 しようとするときは あ 5 カゝ ľ め、 当 該 都 市 公 袁  $\mathcal{O}$ 公 遠 管 理 者  $\mathcal{O}$ 同 意 を得ること

が できる ŧ  $\mathcal{O}$ と 当 該 都 市 再 生 安 全確 保 計 画 が 公表 さ れ た 日 か ら二年 以 内 に当 該 都 市 再 生 安 全 確 保 施 設

に つい て当該都市公園 の占 用 の許 可  $\mathcal{O}$ 申 請 が あ 0 た場合は、 当該 公園管理者 は、 その占用 の許可をするも

のとすること。

(第十九条の十八関係

第九 都 市 再生 歩 少行者経 路 協定等に 係 ぶる都道 府 県知 事  $\mathcal{O}$ 同 意 協 議  $\mathcal{O}$ 廃止

建 築主事 を置か な 1 市 町 村 の市 町 村長  $\mathcal{O}$ 都 市 再生歩行 者経路協定等の 認可に係る都道府県知事  $\sim$ 0) 同意

を要する協議を廃止するものとすること。

(第四十五条の四関係

第十 都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設

一退避経路協定

1 土 地 所 有者等は、 その全員 の合意により、 都市 再生安全確 保 計 画 に記 載され た事 項に係る る退 避 経路

 $\mathcal{O}$ 整備 又は管理に関する協定 ( 以 下 「退避経路協定」 という。) を、 市町村長の認可を受けて締 結す

ることができるものとすること。

2 1  $\mathcal{O}$ 認 可  $\mathcal{O}$ 公告  $\mathcal{O}$ あっ た退 避経路協定は、 その公告のあった後において当該 以退避! 経 路協 定 の区域内

 $\mathcal{O}$ 土 地 所 有者等となった者に対しても、 その 効力があるものとすること。 (第四· 十五条の 十三関 係

一 退避施設協定

1 土 地 所有者等は、 その全員の合意により、 都市再生安全確保計画に記載された事項に係る退避施設

の整備又は管理に関する協定 ( 以 下 「退避施設協定」 という。) を、 市町村長の認可を受けて締結す

ることができるものとすること。

2 1  $\mathcal{O}$ 認 可の公告のあった退避施設協定は、 その公告のあった後において当該退避施設協定の区域内

 $\mathcal{O}$ 土地所有者等となった者に対しても、 その効力があるものとすること。 (第四十五条の十四関係

## 三 管理協定

1 地 方公共団体は、 都市再生安全確保計画に記載された事項に係る備蓄倉庫を自ら管理する必要が あ

ると認めるときは、 その所有者等との間において管理協定を締結 当該備蓄倉庫 の管理を行うこと

ができるものとすること。

2 公告のあった管理協定は、 その公告のあった後において備蓄倉庫の所有者等となった者に対しても

、その効力があるものとすること。

(第四十五条の十五から第四十五条の二十まで関係)

## 第十二 附則

第十一

その他で

所要の改正を行うものとすること。

この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

所要の経過措置を定めるものとすること。

(附則第二条及び第三条関係)

(附則第一条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の都市再生特別措置法の施行の状況

必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

について検討を加え、

(附則第四条関係)

- 8 -